

障害児施設における虐待防止対策について

○ はじめに

障害児施設における虐待防止対策を進める上で重要なことがあります。ひとつは、児童の権利を擁護することです。そして、もうひとつは、常に児童の最善の利益が保障されることです。

障害児施設は、そこで生活している児童の安全が守られ、信頼できる大人や仲間の中で、安心して暮らせる場所でなければなりません。施設内における虐待や人権侵害は、絶対にあってはならないことです。私たちは、常に、次の言葉を忘れずに、支援を進めていきます。

- ・自分がやられていやなことを人に対してしていませんか？
- ・ひとり一人の「その人らしさ（個性）」を大切にしていますか？

○ 障害児施設における施設内虐待

障害児施設における施設内虐待は、児童福祉法第33条の10に定められており、「施設職員等」が「被措置児童等」に行う「虐待行為」のことをいいます。

「施設職員等」とは？

- ・知的障害児施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設などの長、その職員その他の従事者のことをいいます。

「被措置児童等」とは？

- ・入所児童又は一時保護を委託された児童のことをいいます。

「虐待行為」とは？

- ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに区分されます。

○ 虐待行為の例について

身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、投げ落とす、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、戸外に締め出す、縄などにより身体拘束する、熱湯をかける、体罰（長時間の正座、食事を与えない、寝かせない）など

性的虐待

性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、など

ネグレクト

居室内に閉じ込める、車の中に放置する、入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、子供たち同士の暴力やいじめを知らずに対応しないで放置する、など

心理的虐待

感情のままに大声で指示したり怒鳴ったりする、特定の場所に長時間閉じ込め、隔離する、言葉や態度による脅かし、脅迫などを行う、無視したり拒否的な態度などを示す、他の児童と接触させないなど長時間孤立的に扱う、など

○ 児童虐待防止法との関係

施設職員は、被措置児童等虐待の対象となります。施設長は「保護者」に該当しますので、被措置児童等虐待の対象であるとともに、児童虐待防止法の対象にもなります。

○ 服務規定との関係

懲戒処分の対象になります。